教育分野における公認心理師の養成とその活用の在り方

藤 井 義 久*

(2023年12月19日受付, 2024年1月18日受理)

要旨

不登校、いじめ、暴力行為といった学校現場における子どもたちが抱える問題は増加の一途をたどり、対応に苦慮している教員も少なくない。そうした状況の中、様々な困難を経て、心理系として初の国家資格「公認心理師」が誕生した。それだけに「公認心理師」に対する学校現場の期待は大きい。保健・医療分野では、「うつ病」をはじめとする児童生徒の精神疾患問題への対応や新たに高校に導入された「精神疾患教育」、福祉分野では児童虐待問題への対応と心のケア、教育分野では問題の未然防止を目的とした「心の健康教育」の実施をはじめとして、教育分野において働く公認心理師に期待される役割は多岐に渡っている。それにも関わらず、公認心理師資格を持った常勤教員の割合は少なく、現在、教育分野において活動している公認心理師の多くがスクールカウンセラー等の非常勤である。そうしたスクールカウンセラーを対象とした調査において、学校現場・学校組織に関する知識の乏しさや週1回程度の勤務ではなかなか問題解決を図っていく難しさを感じている現状が明らかになったことからも、今後、公認心理師資格を持った常勤教員の養成を積極的に推進していかなければならないことが示唆された。

1. はじめに

2015年に「公認心理師法」が成立、2017年に施行され、「医師」、「看護師」、「保健師」などと並ぶ心理系として初の国家資格が誕生した。これまで5回の国家試験が実施され、令和5年3月末現在、のべ69,875名の公認心理師がすでに登録され、保健・医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の主要5分野で広く活躍している。そうした心理職の「国家資格化」については1980年代以降議論が続けられてきたが、実現までには程遠い道のりであった。

まず、1988年に、心の問題に取り組む心理専門職の証として「臨床心理士」という資格認定が開始された。それまで「心の専門家」であることを公的に証明する資格はなかった。その後、学校心理士や臨床発達心理士など、様々な心理系資格が誕生したが、それらはす

^{*} 岩手大学教育学部

べて民間資格であった。

その後、長い議論を経てようやく2005年に、「臨床心理士」と「医療心理師」を一緒に国家資格にしようという「臨床心理士及び医療心理師法案」、いわゆる「2資格1法案」を議員立法として国会に提出する動きがあったが、医療関係団体より「2つの資格が混在することで医療現場に混乱が生じる恐れがある」という反対意見が出され、最終的には関係機関の意見がまとまらず法案の国会提出に至らなかった。

しかしながら、その後も、諦めることなく、「臨床心理職国家資格推進連絡協議会」(推 進連),「医療心理師国家資格制度推進協議会」(推進協), それに「日本心理学諸学会連合」 (日心連)が加わって、いわゆる3団体で連携協議しながら、心理職の国家資格化実現を 目指した。「医療系」、「臨床系」の団体に加えて、基礎心理系の団体も加入している「日本 心理学諸学会連合」(日心連)が心理職の国家資格化の議論に参画したことは大きかった。 2011年には「3団体要望書」が完成し、その「3団体要望書」に基づいて国会議員に対する ロビー活動を展開した。なお、「3団体要望書」の内容は、①資格の名称を「心理師(仮称)」 とし名称独占とする、②諸領域における汎用性のある資格とする、③心理的支援、アセス メント、地域支援等の業務内容に加え、国民の心理的健康の保持・増進を目的とした予防 並びに教育に関する業務を行う、④多職種との連携、特に医療提供施設においては医師 の指示を受けるものとする、⑤受験資格(学部+大学院修士または数年間の実務経験)で あった。これらの内容は、後に誕生することになる国家資格 [公認心理師] の大枠となっ た。そして、様々な議論、調整を経て、「2資格1法案」から「1資格1法案」に改める形で、 ようやく2014年の第186回国会に、「公認心理師法案」が提出され継続審議となったが、 衆議院解散に伴って審査未了となり、またしても「心理職の国家資格化」は実現しなかった。 それでも諦めず、本法案は2015年の第189回国会に再度提出され、衆議院および参議院 における慎重な審議を経て、最終的に衆議院、参議院とも全会一致で可決成立した。その 結果,ようやく心理界にとって長年の悲願であった 「心理職の国家資格化」 が実現したの である。

ここで、新たに誕生した心理系の国家資格「公認心理師」は、民間資格である「臨床心理士」とどう異なるかについて、国家資格か民間資格かだけの問題ではない点について確認しておきたい。「臨床心理士」とは、日本臨床心理士資格認定協会によれば、「<u>臨床心理学にもとづく知識や技能</u>を用いて、人間の「こころ」の問題にアプローチする「心の専門家」であるのに対して、「公認心理師」とは、公認心理師法によれば、「公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、<u>心理学に関する専門的知識及び技能</u>をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう(以下略)」とされている。ここで強調しておかなければならないことは、「臨床心理士」の学問的基盤は「臨床心理学」であるのに対し、「公認心理師」の学問的基盤は「心理学」であるということである。しかも、「臨床心理士」は臨床心理士養成指定大学院修了を基本的に受験資格としているため出身学部は問わない。たとえ学部時代、「臨床心理学」を全く学ばなかった者であっても、臨床心理士養成指定大学院に入学して修了することができれば「臨床心理士」の受験資格を得ることができる。一方、「公認心理師」は、学部時代から、臨床心理学関連科目だけでなく、基礎心理学も含めて幅広く心理学専門領域をほぼすべてカバーする公認心理師学部指定科目(計25科目)の履修と80時間以上の実習が求められ

ている。その公認心理師学部カリキュラムを修了した上で、公認心理師法施行規則に定められた施設で2~3年間の実務経験を積んで受験資格を得ることも可能となっているが、現状では、大学院で公認心理師指定大学院科目(計10科目)の履修と450時間以上の実習を経て受験資格を得るルートが一般的である。

特に、国家資格「公認心理師」の誕生によって、心理職の養成に当たっては、大学院からではなく、学部時代から「臨床心理学」のみならず「基礎心理学」や「医学」なども含めて幅広く「心理学」およびその関連領域に関する専門科目の履修が求められるようになったことは、各大学において、今後の心理職養成の在り方について根本的に見直す契機となった。このことがきっかけとなって、これまで大学における心理職の養成に当たっては「臨床心理系」の教員が主として担当していたが、「公認心理師養成カリキュラム」が各大学に設置されたことに伴い、「臨床心理系」の教員だけでなく、「基礎心理系」の教員も含めて「心理学」に携わるすべての教員が連携協力しながら、心理職の養成に当たることとなった。

このように、「臨床心理士」と「公認心理師」は、いずれも「心の専門家」であることを証明する資格であるにも関わらず、民間資格か国家資格かの違いだけでだけでなく、学問的基盤(「臨床心理学」特化型か「心理学」網羅型か)も養成カリキュラム(大学院重点教育型か学部・大学院一貫教育型か)も大きく異なる別資格であると言うことができる。

2. 学校現場における公認心理師の果たすべき役割

ここでは、公認心理師主要5分野の中から、保健・医療分野、福祉分野、教育分野に絞って、学校現場における公認心理師の果たすべき役割について述べていくことにする。

(1)保健・医療分野

学校現場における保健・医療分野関連の問題としては、「うつ病」などの精神疾患を発症する児童生徒の問題が挙げられる。精神疾患に罹患する人の半数は14歳までに、75%が25歳までに発症すると言われている(Kessler et al,2005)。また、文科省(2023)の調査によると2022年度における不登校児童生徒数は299,048名と過去最多となったが、そうした不登校児のストレス反応として抑うつが顕著に見られるとの報告(野添・古賀,1990)もあり、不登校には精神医学的問題が少なからず絡んでいる場合が少なくないと考えられる。

そうした状況から、学校において日々児童生徒と接している教員がまずは日々の様子の変化から精神疾患の兆候、疑いのある児童生徒に気づき、「心の専門家」として必要に応じて医療機関につなぐ働きをすることこそが「精神疾患」の早期発見、早期治療にとって極めて重要である。しかしながら、水野(2008)も述べているように、早期発見、早期治療の有効性、重要性については世界的にも認知されているにも関わらず、通常の教員免許のみを持った教員自らが子どもたちの精神疾患に関する早期発見、早期対応を行うことは極めて難しい状況であることもまた事実である。その背景には、教員免許取得に係る教員養成カリキュラムの中に「精神医学」関係の科目が含まれていないことが挙げられる。これほど学校現場において「うつ病」をはじめとする精神疾患を発症する児童生徒が年々増えている状況においては、やはり教員養成カリキュラムの中で「精神医学」関係の科目を履修し「精神疾患」のことについてきちんとした知識を身につけることはぜひとも必要な

時代になってきている。そうでないと、学校現場において、精神疾患の兆候、疑いのある 児童生徒に気づき、医療につなぐことも難しいと言わざるをえない。

一方、公認心理師養成カリキュラムの中には、「精神医学」関係の科目が含まれている。具体的には、公認心理師法施行規則第1条の2に「大学における公認心理師になるために必要な科目」25科目が明記されているが、その中に「精神疾患とその治療」という科目があり、その科目が「精神医学」関係の科目に該当する。さらに、同規則第2条には「大学院における公認心理師になるために必要な科目」10科目が明記されているが、その中に「保健医療分野に関する理論と支援の展開」という科目があり、その科目においても「精神医学」に関することを学ぶことになっている。このように、「精神医学」について学部および大学院における講義を通して系統的に学んだ経験のある教員を学校現場に多く輩出できれば、学校現場において年々増えてきている「精神疾患」の疑いのある児童生徒の早期発見、医療との連携といった早期対応によりつながっていくと考えられる。従って、教員免許に加えて「精神医学」について学んだ経験のある「公認心理師」資格を持った常勤の教員がいれば、より専門的な見地から、「精神疾患」の早期発見、早期対応、医療との連携がよりスムーズなものになるであろう。そのためには、それぞれの学校現場に「公認心理師」資格を持った常勤の教員を配置することが今後ますます必要になってくると考えられる。

また、高等学校においては、2022年度から完全実施された新学習指導要領(高校保健体育)では、現代的課題への対応として、「精神疾患の予防と回復」が新たに設けられ、高校生は保健体育の授業の中で「精神疾患」について学ぶこととなった(文科省,2018)。高校で「精神疾患」を指導するのは、実に40年ぶりのことである。そのため、これまで精神疾患の授業の実施経験のある教員はいないばかりか、精神疾患の授業を受けたことのある教員も殆どいない状況である。そのような状況の中で、高校において「精神疾患教育」が始まり、現場の戸惑いも多いことであろう。今回、高校になって初めて「精神疾患教育」が始まり、現場の戸惑いも多いことであろう。今回、高校になって初めて「精神疾患人のことについて学ぶことになったことに対して、早期発見、早期対応の重要性から言えば、中学校の段階から「精神疾患教育」は行っていくべきとの現場の声もある。しかしながら、松浦・宮本(2013)の中学校の養護教諭を対象とした半構造化面接結果から、中学校における精神疾患教育を行う必要性は感じつつ実際には困難でこれまでなかなか授業実施に至らなかった現状が明らかになっている。

そうした意味からも、2022年度完全実施の新学習指導要領(高校保健体育)において新たに「精神疾患の予防と回復」が追加された意義は大きい。その中では、「精神疾患の特徴」と「精神疾患への対処」を扱うこととされている。まず、「精神疾患の特徴」においては、「精神疾患は誰もがかかる可能性のある病気で特に思春期に発症しやすいこと」について学ぶとともに、具体的疾患名として、「うつ病」、「統合失調症」、「不安症」、「摂食障害」を扱うことになった。これらは、思春期に発症しやすい精神疾患として高校生が知っておかなければならない病気として選ばれたと考えられる。また、「精神疾患への対処」においては、セルフケア、早期発見や専門家への相談の必要性、さらには「精神疾患が差別や偏見の対象にならないようにすること」などについて学ぶことになった。これまで「精神疾患」について詳しく学んだ経験のない一般教員にとってこれらの内容をわかりやすく高校生に指導することは難しいと言わざるをえない。こうした「精神疾患教育」を行うのもまた「公認心理師」資格を持った教員が務めることが望ましいと言える。また、「精神疾患」について十

分な知識を持っていない教員に対する研修の機会を提供することも今後「公認心理師」資格を持った教員の務めになるだろう。

このように、学校現場における保健・医療領域の問題は多岐に渡っており、それらの問題に迅速に対応でき、かつ精神疾患問題について指導できる「公認心理師」資格を持った教員が学校現場において今後増えていくことが大いに期待される。

(2)福祉分野

学校現場における福祉分野関連の問題としては「児童虐待」の問題が挙げられる。児童 相談所における児童虐待相談対応件数は毎年伸び続け、2022年度は速報値で219,170件 (厚労省,2023) と過去最多を更新した。児童虐待防止法第5条には、「学校(以下略)その 他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員(以下略)その他児童の福祉に職 務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期 発見に努めなければならない」と明記されている。ここで重要なことは、児童虐待を発見 しやすい立場にある者として学校の教職員がトップに挙げられていることである。これは, 玉井(2007)も述べているように、児童虐待の早期発見において、日々、児童生徒と接し ている学校の教職員の果たすべき役割が極めて重要であることを意味している。それに 加えて、児童虐待防止法第6条には、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、 速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童秀 員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければ ならない」 と 「通告義務」 が明記されている。それにも関わらず,厚労省 (2023) の調査に よると、令和4年度に学校が児童相談所に通告した事例は、全体のわずか7.3%に過ぎず、 警察等からの通告が51.3%であるのに対してその割合は今なお低い状況である。児童虐 待の早期発見、早期対応の視点から考えると、もっと学校からの通告の割合が増えること が望まれる。しかしながら,学校からの通告の割合が伸びない理由として,青柳ら(2013) は、児童虐待の対応や校外機関に関する知識や情報の不足を挙げ、児童虐待に関する校内 組織体制設置の有無が児童虐待の早期発見に大きな影響を与えていることを明らかにして いる。

児童虐待に対する学校が果たすべき役割は、単に「早期発見・通告」だけに留まらない。西野 (2012) は、法規範から見る「学校での児童虐待対応」について、「早期発見・通告」の他に、「虐待防止の教育・啓発」、「通告後の支援」、「継続的な安全確認」、「児童への学習支援」、「関係機関との連携」を挙げている。このことからも、児童虐待が疑われる児童生徒に対する支援は、児童相談所等への通告をもって終わるのではなく、むしろ通告後、児童相談所等との専門機関と連携しながら、当該児童生徒への継続的なアフターケアこそが極めて重要であると言える。そうした意味から、児童虐待に関する専門的知識能力を有する公認心理師の果たすべき役割は大きいと言わざるをえない。そこで、厚労省は、2018年7月に児童相談所運営指針を改正し、児童相談所の児童心理司の任用資格に公認心理師を追加し、今後、児童相談所に心の専門家である「公認心理師」資格を持った児童心理司を拡充させていく方針であるという。しかしながら、児童相談所に公認心理師資格を持った児童心理司が増えたからと言って児童虐待の問題が解決されるわけではない。児童相談所はあくまで一時避難所的意味合いが強く、最終的には児童虐待を受けた子どもの多くは今まで通ってきた学校に戻り通常の生活を送ることになる。そうした際に、児童相談所だ

けではなく学校にも児童虐待問題に関する専門的知識能力を有する公認心理師資格を持った教員がいれば、その教員と専門機関が連携しながら児童虐待を受けた子どもに対する継続した心のケアも可能になるだろう。我が国において年々ますます深刻化する一方の児童虐待問題の早期発見、早期対応および継続したアフターケアを図っていくためには、今後ますます教師の果たすべき役割は大きくなっていくと言わざるをえない。しかしながら、教職科目において殆ど扱わないこともあって、「児童虐待」に関する専門的知識が乏しい教員が少なくないこともまた事実である。そうした意味からも、児童虐待問題に専門的に対応できる公認心理師資格を持った教員をもっと学校現場に増やしていくことが必要であると考えられる。

(3)教育分野

公認心理師法第2条には、「この法律において公認心理師とは、第28条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう」とし、公認心理師が行うべき業務として4つの業務が明記されている。その4つの業務とは、簡潔に述べると、(1)アセスメント、(2)カウンセリング、(3)コンサルテーション、(4)心の健康教育である。ここで注目すべきことは、これまでの心理職の業務においては必ずしも含まれてこなかった「心の健康教育」が初めて心理職が行わなければならない業務の1つとして明確に規定されたことである。

さて、「心の健康教育」については、小学校体育科第5学年の学習指導要領において「(1) 心の健康, ア心の発達, イ心と体の相互の影響, ウ不安や悩みへの対処」という学習内 容が含まれているように、兼ねてより小学校の段階から心の健康に関する事項は重要な教 育内容として位置づけられている。しかしながら、心の健康に関する教育を特定の教科の みで全てを扱うことは困難で、学校の教育課程全体での取組が不可欠であるという指摘も ある(日本学校保健会,2015)。確かに、これまで体育科専門の教員あるいは養護教諭が主 体となって大変限られた時間の中で「心の健康教育」を行ってきた感が強い。従って学習 活動全体に占める「心の健康教育」の比率はこれまで極めて低かった。これでは、児童生徒 が抱える心の健康問題の解消はおろか、年々ますます深刻化してきている 「いじめ」や「不 登校 | などの問題行動の未然防止は極めて困難であると言わざるを得ない。従って、これ からは、教員誰もが発達段階を追って「心の健康教育」を実践できる力を身につけておく 必要がある。あわせて、公認心理師もこれまでのように相談室等で個人を対象に支援活動 を中心に進めていくだけではなく,これほど児童生徒の問題行動が多発している今日の学 校現場においては、予防・開発的教育相談活動の視点から、集団を対象に「心の健康教育」 を積極的に行っていくことが社会からますます求められるようになるであろう。しかしな がら,そうした社会からの要請に対して十分応えることができる心理職はこれまでのとこ ろ決して多くない。その理由として、これまで心理職は、主として個人を対象に心理的支 援に当たってきた歴史があるため,「心の健康問題」に関する専門的知識は十分備えてい るにも関わらず集団を対象として教えた経験のないことが挙げられる。従って、今後、公 認心理師も「心の健康教育」を十分行っていけるだけの指導力を養成していく必要がある。 そのためには、公認心理師資格取得者の中で教員免許を未だ取得していない者に対しては、 少なくとも大学教育学部において教員免許取得に係る最低限の教職科目の履修は必修とす

るなどして,心理の先生として今後学校現場で「心の健康教育」を実践していく上で最低 限必要となる学習指導能力や児童生徒指導能力を育成していくことが必要である。

そういった意味からも、今後は、可能な限り、公認心理師資格を持った教員を学校現場に送り出すことこそが、問題の未然防止の観点から特定の科目だけでなく教育課程全体を通して「心の健康教育」を行っていく上でますます重要になってくると考えられる。そこで、兵庫県教育委員会は、不登校やいじめ、自殺等、生徒指導上の課題が増加する中、引き続き「心の教育」の推進が必要であり、心理の専門的な知識や技術を持った人材が求められるとして、令和4年度教員採用試験から、加点措置の対象に公認心理師の資格所有者を新たに追加した。(第1次選考試験による加点:20点)今後、公認心理師資格を持った教員を増やすために、このような加点措置を取る教育委員会がますます増えてくるものと思われる。

3. 公認心理師資格を持った教員の現状

現在,公認心理師資格を持った教員は多くないのが実情である。公認心理師協会 (2021) が厚生労働省令和2年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」において、令和2年8月31日時点で指定登録機関 (一般社団法人 日本心理資格研修センター) に資格登録している公認心理師35,400名を対象に無記名自記式の公認心理師の活動状況等に関するweb調査を実施した。その結果,公認心理師の主たる活動分野の割合は、保健・医療分野が30.2%と最も高く,次に教育分野で28.9%,以下,福祉分野21.3%,産業・労働分野6.0%,司法・犯罪分野が3.8%であった。この結果から、保健・医療分野と並んで、教育分野において多くの公認心理師が活動していることが伺えるが、他の分野と異なり、その多くが常勤ではなくスクールカウンセラー等の非常勤での雇用であることを押さえておく必要がある。具体的には、Table 1の通り、一般に非常勤として採用される幼小中高等学校のスクールカウンセラーが56.4%と全体の過半数を超えている一方で、公認心理師資格を取得して常勤教員として働いている者は、幼小中高等学校、それに特別支援学校あわせて全体の10.4%に過ぎない状況である。

Table 1 教育分野における公認心理師の活動状況等調査結果(内訳)

活動先	人	%
公立教育相談機関・教育委員会等 1		24.8
幼小中高等学校スクールカウンセラー(自治体・教育委員会雇用)		43.5
幼小中高等学校スクールカウンセラー(直接雇用・契約等)	687	12.9
大学・短大・専修学校等学生相談室		21.8
特別支援学校・学級/通級教室		6.9
幼小中高等学校教諭		3.5
民間教育機関等 (サポート校・フリースクール・予備校等)		2.3
その他	358	6.7

(厚労省,2021)

ちなみに、アメリカでは、スクールカウンセラーは日本のように非常勤ではなく常勤職となっており、基本的に教員免許が必要である。例えば、テキサス州の場合、教員免許を取得した上で3年間以上の教職経験を積んだ後、修士課程で資格を取得し、さらにインター

ンを経てスク―ルカウンセラー(常勤)として働くパターンが一般的である。そして、そのスクールカウンセラーの基本的職務は、生徒指導、進路指導、教育相談である。他に、心理アセスメントを主に担当するスクールサイコロジスト(SP)、学校と家庭をつなぐ「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカー(SSW)、言語セラピスト(SP)、作業療法士(OT)などが学校に関わっており、学校現場で働くスクールカウンセラーは他職種協働が基本となっている。

従って、今後、我が国においても、アメリカと同様に、教育分野で働く公認心理師は少なくとも1つ以上の教員免許取得を義務化して、公認心理師資格を持った教員の割合を高めていくことが、学校現場が抱えている複雑かつ深刻な問題解決にチームとして当たっていく上で極めて重要になってくると思われる。

4. 教育分野で働く公認心理師の活動状況調査結果について

令和5年度、A県教育委員会が採用したスクールカウンセラーのうち「公認心理師」資格を所有している者を対象に、活動状況調査を実施した。具体的には、A県教育委員会を通して調査対象者に調査票をメール添付の形で送付し、提出期限までに回答を求め、回答終了後、再び回答された調査票をメール添付の形で、直接、調査実施者メールアドレスあて返信する形で調査が実施された。なお、調査実施に当たっては、無記名式とし、「答えたくない質問に対しては答えなくてよいこと」、「回答することによって不利益を被ることはないこと」、「自分の回答が他人に知られることはないこと」など文書で予め調査対象者に伝えることによって、倫理的配慮の徹底を図った。その結果、「公認心理師」資格を持ったスクールカウンセラー、いわゆる「教育分野で働く公認心理師」8名(回収率:17.5%)から回答が得られた。本調査において回収率が低くなった理由として、スクールカウンセラーの多忙さとともに、教育委員会を通してのメール調査であったことが挙げられる。採用主かつ業務実績評価者である教育委員会に自分の回答が漏れるのは防ぎたいという防衛的な気持ちが働いたかもしれない。今後、この種の調査方法については回収率を高めていけるよう改善を図っていく必要があると考えられる。

さて、回答結果について見てみる。最初に、教育分野で働く公認心理師が力不足を感じることについて尋ねた。実際の現場において公認心理師が力不足や困り感を感じることについて把握しておくことは、今後、公認心理師養成カリキュラムや公認心理師研修カリキュラムの在り方について検討していく上で重要である。その回答結果をTable 2およびTable 3に示す。それによると、教育分野で働く公認心理師が力不足を感じていることとして、教育的対応方針の検討を含むアセスメント能力、相談者の思いを理解し対応できるカウンセリング能力、教員との関係性構築に代表されるコンサルテーション能力、「心の健康教育」の実践能力、公認心理師の日々の多忙さなどが挙げられた。これらはすべて学校現場で働く教員の現状とも一致している。すなわち、教育分野で働く公認心理師もまた教員と同様に、児童生徒を理解すること、児童生徒を支援すること、連携を図りながら支援に当たること、様々な問題行動の予防に力点を置いた「心の健康教育」を行うこと、さらには日々の業務の多忙さに対して大変さを抱えている状況が明らかになった。

Table 2 教育分野で働く公認心理師が力不足を感じる場面

自由記述回答内容

[I.アセスメント]

- ●見立てなどをもとに教育的な対応を教員と共に組み立てる時
- ●気になることがいくつかあっても要因が思い当たらない時

[Ⅱ.カウンセリング]

- ●生徒自身の面談の際に発達的観点を欠いているのではと気づいた時
- ●面談を行う時
- ●相談内容に対してすぐに回答が思い浮かばない時
- ●相談者の思いを十分理解してあげられない時
- ●相談者を多少なりとも元気にし、前向きにできない時

「Ⅲ.コンサルテーション

- ●先生からケースがあるようなのに相談されない時
- ●家族面談などの複数面談を行う時
- ●先生方との関係を築く時
- ●会議で適切なことが表現できなかった時
- ■コンサルテーションでしゃべりすぎたと感じる時
- ●面接が多くなり、コンサルテーションの時間がうまく取れなかった時
- ●先生方と良いコミュニケーションが取れない時。

[IV.心の健康教育]

●研修会や心についての授業をお願いされた時

[V.学校勤務関連]

- ●日誌の作成に時間が掛かってしまう時
- ●勤務時間通りに終われず、帰宅が遅くなった時
- ●動き過ぎていると感じる時

Table 3 教育分野で働く公認心理師の困り感

自由記述回答内容

[I.アセスメント]

- ●学校現場において発達検査や知能検査についての知見や見立てを聞かれる場合が多いため、 面談の見立てだけでない情報の統合や対応についての知識が乏しいこと。
- ●児童単体ではなく総合的に理解し判断すること。
- ●健康的な児童像の理解(支援の必要性の見極め)
- ●対応の困難なケースについて情報提供を受けた際、<u>どこまでが健常な反応で、どこからが対</u>処の必要があるものか、判断が難しいこと

「Ⅱ.カウンセリング〕

- ●<u>守秘義務の取り扱い</u>について、バランスを取るのが難しい。リストカットといった危機的対応だけでなく、生徒の秘密の取り扱いをどうするか。
- ●学校現場では対処方法や対応についてのアドバイスを求められるといった学校現場特有の雰囲気が関連して、面談などでどうしても解決的アプローチをしたくなってしまう。
- ●避けられない多重関係がわかった時
- ●生徒を指導する考え方や基準が学校や個々の先生によって異なる時
- ●自分のアドバイスとずれが生じ、子どもが板挟みになる時
- ●自分のアドバイスとずれが生じた時に、それを改善する時間機会が少ないこと。

「Ⅲ.コンサルテーション]

- ●学校での面談において、教師に<u>枠の心理的効果</u>を理解してもらうことや守ってもらうことが 難しい。
- ●職員室で先生方と交流を図りたいと思うが、お忙しい様子に尻込みしてしまい、話しかける機会を逃してしまう。

[Ⅳ.学校勤務関連]

- ●勤務時間外の連絡や電話
- ●個人情報が含まれた資料について、学校外に持ち出したくないが保管場所がなかった。
- ●教員の休職、不祥事の問題
- ●福利厚生
- ●沿岸部のSCが少ない。

次に、教育分野で働く公認心理師にとって力不足や困り感を感じやすい業務の1つである「心の健康教育」の実施状況について尋ねた。その結果をTable 4に示す。それによると、教育分野で働く公認心理師は、小学校よりも中学校において、特に「ストレス問題」を中心に、クラス集団を対象に「心の健康教育」を実際に行っている現状が明らかになった。ただ現在の学習指導要領の中に、系統だった「心の健康教育」プログラムが導入されていないために、各学校で行われている「心の健康教育」は単発的で、小学1年生から段を追って「心の健康教育」を実施している学校は、一部の研究指定校を除いて極めて少ないのが現状である。やはり、北欧諸国のいじめ防止プログラムのように、担任をしている現職教員が受け持っている子どもたち全員を対象にそれぞれの発達段階に応じた「心の健康教育」を定期的かつ継続的に行っていくことが問題行動の未然防止の観点から今後ますます重要になってくると思われる。そうした意味から、公認心理師資格を持った教員が中心となってすべての教員が発達段階に応じた「心の健康教育」を十分実践できる力を育てていくことが重要であると言える。

教育分野における公認心理師の養成とその活用の在り方

Table 4 教育分野で働く公認心理師が実践している「心の健康教育」の具体的テーマ

対 象	テーマ
小学生	●人との出会いについて●ストレスについて
中学生	 ●ストレスの考え方と対応 ●ストレスを感じた時の対処法 ●思春期と対人関係の変化について ●新生活に向けての準備 ●いじめについて ●自分も相手も大切にする(アサーショントレーニングについて) ●リフレーミング ●コミュニュケーションのコツ
教職員	●ストレス対処について考える

最後に、公認心理師が教育分野で働く上で必要だと感じている知識やスキルについて尋 ねた。その結果をTable 5に示す。それによると、公認心理師が教育分野で働くためには、 他の分野では必ずしも必要としない特別な知識やスキルを要することがわかる。児童生徒 に対するカウンセリング能力などは、支援を要する対象者が子どもか大人かの違いはある にしろ、公認心理師にとって分野に関わらず必要不可欠なスキルと言うことができる。そ の一方で、学校組織の現状と課題については、教育分野で働く公認心理師ならではの必要 不可欠な知識およびスキルと言うことができる。しかしながら、校務分掌等の学校組織や 教員の業務、さらには学校と他機関との連携の在り方といった内容について、公認心理師 が具体的かつ詳細に学ぶ機会は現在のところ資格取得前から資格取得後まで研修も含めて 殆どない状況である。学校組織のことを十分理解しないで学校現場に入った公認心理師は, 学校組織とミスマッチを起こし、かえって学校組織を混乱させ、場合によっては学校にお いて支援を要する者の心を傷つけてしまうことにもつながりかねない。従って、教育分野 で働く公認心理師は、教員と同様に、学校組織や教員の業務内容等について十分な知識と スキルを身につけた上で、学校現場において心理支援業務を行っていくことが望まれる。 そのためには、学校において公認心理師資格を持った教員を増やすこと、教員免許を持っ ていない公認心理師のうち教育分野で働きたいと思っている公認心理師に対しては、各県 の国立大学教育学部教員養成課程において教職科目等の履修など一定の研修の機会を与え るなどの対策が早急に必要であると考える。

Table 5 公認心理師が教育分野で働く上で必要だと感じている知識やスキル

自由記述回答内容

[I.スクールカウンセリングを行う上で必要な専門領域に関する知識]

- ●臨床心理的知識
- [家族療法| などの集団の心理に関する知識
- ●病理や虐待等介入が必要なケースについての知識
- ●検査結果からの読み取り
- ●実際の生徒の行動や心理のすり合わせを行う能力
- ●時間と場所等枠の感覚、倫理観
- ●予防開発的取り組み

[Ⅱ.スクールカウンセリングを行う上で必要な関連領域に関する知識]

- ●発達心理的知識
- ●教育的側面などの他分野に関する知識

「Ⅲ.学校組織の現状と課題に関する知識]

- ●学校組織,校務分掌に関する理解
- ●他職種連携の基本
- ●適切な外部機関との連携
- ●学校風土を考えること
- ●多忙な先生方と会話するための、学校活動の進め方の理解
- ●職員集団の雰囲気や、各先生の様子の理解

[Ⅳ.スクールカウンセリングを行う上で必要となるスキル]

- ●柔軟な思考と行動力
- ●専門家でない相手に分かりやすく伝えるスキル
- ●アセスメントの基本スキル
- ●カウンセリングの基本スキル
- ●子どもたちが安心して相談でき立ち居振る舞い(雰囲気)。

5. まとめ

教育分野における公認心理師の養成とその活用の在り方について見てきた。現在,「いじめ」,「不登校」の問題をはじめ、学校現場が抱える問題は多岐に渡っており、学校現場の教員だけで解決していくことはもはや限界にきている。そこで、文科省中央教育審議会(2015)は、第104回総会において、「チームとしての学校の在り方と今後の改善対策について(答申)」を取りまとめ、教員がこれまで担ってきた業務を見直し、「心の専門家」や「福祉の専門家」といった専門スタッフが学校教育に参画して、教員と専門スタッフ等が連携して課題解決に当たることのできる「チームとしての学校体制」を構築していくこととなった。そのためには、教員と専門スタッフをつなぐ役割を担う「チーム学校」の核となる人材の育成がぜひとも必要となる。その役割を誰が担うのか、これまで各学校においては生徒指導主事や教育相談担当教員が主としてその任に当たってきた。しかし、生徒指導主事や教育相談担当教員が主としてその任に当たってきた。しかし、生徒指導主事や教育相談担当教員が主としてその任に当たってきた。しかし、生徒指導主事や教育相談担当教員にあくまで仕事の一部として児童生徒の心理的支援業務に当たる学校教員であって、「心の専門家」ではないので、専門スタッフと連携、協働しながら児童生徒の心の問題に対応していくことは困難であると言える。一方、学校組織の一員として位置づけられた外部の専門スタッフであるスクールカウンセラーは、「心の専門家」であるけれども教員ではないので、学校組織全般の問題に対応していくことは困難であると言え

る。そのことは、本研究において実施した「教育分野において働く公認心理師活動状況調査」 を通して明らかになった。従って、これからの学校においては両者をつなぐ人材の確保が どうして必要になってくる。今後は、「心の専門家」であることの証明である公認心理師 資格を持った常勤教員が「チーム学校」の核となって、各々の学校組織に所属する全教員 と専門スタッフをつなぐ役割を果たすことこそが、「チーム学校」をうまく機能させてい くためには極めて重要であると考える。

そうした公認心理師資格を持った常勤教員の果たすべき役割は、「チーム学校」の核となるだけでなく、「精神疾患」の疑いのある者の早期発見と新たに高校において導入された「精神疾患教育」の推進、「児童虐待」の疑いのある者の早期発見と継続的な心のケアの実施、問題行動の未然防止を目的とした「心の健康教育」の推進など多岐に渡ることが本研究を通じて明らかになった。従って、これからは、一般に非常勤でありながら学校組織に位置づけられたスクールカウンセラーとは別に、常勤の公認心理師資格を持った「心理の先生」をどの学校にも配置していくことが求められるが、現在のところ、全教員のうち公認心理師資格を持った常勤教員の割合は本研究において示した通り少なく、今後もその割合が加速度的に伸びることは期待できない状況である。そうした状況の中で、現在、非常勤で公認心理師業務を行っている者の割合が主要5分野で最も高い教育分野における公認心理師の養成とその活用をどのように進めていくかは、今後、大きな課題になっていくであろう。

筆者がサバティカル研修期間中に公認心理師実習の状況について継続して参観させていただいた国立大学附属学校においては、公認心理師資格と「数学」の教員免許を持った常勤教員が毎週1回2コマ続きの通常の授業として新たな科目名を設定して「心の健康教育」を継続して実施していた。その担当教員は、通常、数学教員として数学の指導に当たっているため、1人1人の生徒の学習状況や将来の希望進路、現在抱えている問題などよくわかっている。このように日頃から生徒1人1人の状況をよく知っている常勤教員がそれぞれのクラスの状況にあわせて必要と思われる「心の健康教育」を行って初めてその効果は発揮されると考えられる。これはあくまである国立大学附属学校における公認心理師資格を持った常勤教員の有効な活用事例であるが、このような活用事例が特定の学校に留まらず全国の学校で見られるようになることを願ってやまない。本研究を通して、学校現場において公認心理師資格を持った教員に期待されている役割は専門的かつ多岐に渡っていることが明らかにされたことから、今後、公認心理師資格を持った教員の養成を積極的に推進していかなければならないことが示唆された。

引用文献

胄柳千春・阿久澤宿恵子・下山 京子 (2013). 小学佼養護教諭が行う児菫虐 待対応に校肉組織体制が与える影響 桐生 大学紀要 (2186-4748) ,24,25-32.

Kessler RC, Berglund P, Demler O (2005): Lifetime prevalence and age-of-onset distributions of DSM-IV disorders in the National Comorbidity Survey Replication. Arch Gen Psychiatry, 62, 593-602.

厚労省 (2023) 令和 4 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数 厚労省 Retrieved from https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic resources/a176de99-390e-4065-a7fb- page/field ref

- fe569ab2450c/12d7a89f/20230401 policies jidougyakutai 19.pdf (2023年11月4日)
- 玉井邦夫(2007) 学校現場で役立つ児童虐待対応の手引きー子どもと親の対応から専門機関との連携まで 明石書店
- 松浦佳代・宮本真巳(2013) 中学校における精神疾患教育の困難性に関する研究 養護教諭への半構造的 面接より、精神科看護,40(6),46-57.
- 文科省中央教育審議会 (2015) チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について (答申) (中教審 第185号) 文科省 retrieved from https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657. Htm (2023年12月10日)
- 水野雅文(2008)精神疾患の早期発見・早期治療 東邦医学会誌,55(4),337-342.
- 中島一憲・土井健郎(監)・児玉隆治・高塚雄介(編) (1996) 教職員のメンタルヘルス学校メンタルヘルス実践事典,日本図書センター、695-704.
- 西野緑(2012) 子ども虐待に対応する学校の役割と課題―育む環境 (nurturing environment) の保障を目的とするソーシャルスクールワークの可能性 Human Welfare,41-53.
- 日本学校保健会(2015) 現代的な健康課題対応委員会(心の健康に関する教育)報告書
- 野島一彦(2011) 資格法制化問題の諸情報第54報 日本臨床心理士会雑誌,70,21-23.
- 野添新一・古賀靖之 (1990) 登校拒否・不登校の原因をさぐる (坂野雄二編 メンタルヘルスシリーズ 登校拒否・不登校,同朋社出版),37-72